

令和7年度（繰越明許）
室戸市観光拠点施設オープンイベント
企画運営委託業務

公募型プロポーザル募集要項

令和8年 8月

室 戸 市

第1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度（繰越明許）室戸市観光拠点施設オープンイベント企画運営委託業務

(2) 業務の目的

- ・「室戸岬観光拠点施設」は、室戸阿南海岸国定公園内に位置する室戸岬の自然環境及び文化的資源を活かし、自然や文化に対する理解を深めるとともに、市内観光の周遊促進及び地域の魅力発信を図ることを目的とした施設である。
- ・「室戸岬観光拠点施設」の来館者増大を図るとともに、施設を拠点とした、市内の周遊促進につなげることを目的とする。

(3) 業務の内容及び履行期限

別紙「令和7年度（繰越明許）室戸市観光拠点施設オープンイベント企画運営委託業務仕様書」のとおり

第2 見積限度額

5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

第3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和7年室戸市観光拠点施設オープンイベント企画運営委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

第4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定めた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うことになります。

第5 資格要件

プロポーザルへの参加資格は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 室戸市暴力団排除条例（平成22年条例第25条）第2条第1号及び第2号の規定に該当していない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していない、かつ、本市若しくは他の公共団体又は国から競争入札に係る入札参加資格停止措置を受けていない者

第6 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、募集要項の別記 様式第1号に資格要件の確認書類を添えて申し込みを受け付けます。申し込みにあたって提出する書類は次表のとおりとします。

提出書類の名称	様式等	提出部数
参加申込書	別記 様式1号	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（郵送より提出する旨を電話で連絡すること。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金） 17 時（必着）

ウ 提出先

〒781-7101 室戸市室戸岬町1810番地2

室戸市観光ジオパーク推進課 担当 山岡

TEL：0887-22-5161

(2) 資格要件の確認

室戸市観光ジオパーク推進課が参加申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年9月8日（火）までに参加申込者へ文書等で通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、資格要件が満たなかった旨及び資格要件が満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面（任意様式）により、室戸市観光ジオパーク推進課長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。室戸市観光ジオパーク推進課長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

第7 説明会

説明会は開催しません。

第8 質疑と回答

質疑事項は任意様式によりFAXもしくはメールにて受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。

・受付期限 令和 8 年 9 月 8 日（火） 17 時（必着）

・提出方法 FAX：0887-23-1618（送信後電話で着信を確認）

E-MAIL：mr-011200@city.muroto.lg.jp（送信後電話で着信を確認）

第9 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の提出

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

	提出書類	様式等	提出部数
1	表紙（申込書）	任意様式 A 4 サイズ、 ページ数は 2 0 ページ以内 とする。	正本 1 部 副本 5 部
2	会社概要		
3	企画提案書		
4	事業スケジュール		
5	業務実績及び実施体制		
6	見積書		

※別記審査基準に基づいた審査をするので、その順番に配慮した書類の作成をすること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便によるものに限る。）

(3) 提出期限

令和8年9月29日（火）17時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができません。

(4) 提出先・問い合わせ先

〒781-7101 高知県室戸市室戸岬町1810-2

室戸市観光ジオパーク推進課 担当者 山岡、中谷

TEL：0887-22-5161

E-mail：mr-011200@city.muroto.lg.jp

(5) 受理の通知

郵送又は宅配便により送付された提出書類を受け取った場合は、提案者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

(6) 留意事項

ア 企画提案書は1提案者1案までとします。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

ウ 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

（ア）虚偽の内容が記載されているもの

（イ）企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの

（ウ）提出書類に項目の欠落など重大な不備があった場合

エ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とすることとします。

オ 審査委員又は関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

第10 審査

(1) 審査の方法

ア 審査については、提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行います。（別添「審査基準」参照）

イ 各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。

ウ 審査には最低基準点を設け、これを下回った提案者は選定しません。

（提案者が1者のみであっても、同様とする。）

エ プレゼンテーションは 20 分以内、その後、質疑応答を 15 分程度行います。

オ プレゼンテーションはオンラインでの参加は可能とします。

第 1 1 審査結果

審査結果は、審査終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

第 1 2 日程

<u>令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 5 時まで</u>	参加申込書提出期限
<u>9 月 8 日 (火) 午後 5 時まで</u>	質疑書の提出期限
<u>9 月 29 日 (火) 午後 5 時まで</u>	企画提案書の提出期限
<u>10 月 2 日 (金) (予定)</u>	審査(プレゼンテーション)
<u>10 月上旬</u>	審査結果の通知、内容の協議、契約の締結
<u>令和 9 年 2 月 26 日(金)まで</u>	成果品引渡し

第 1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、市が必要に応じ複写します（審査委員会での使用に限る）。
- (3) 提出された企画提案書は、室戸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙 1 号様式により提出してください。開示・非開示の判断は、別紙第 1 号様式に基づき行うものではなく、これを参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

別表
審査基準

	審査の項目	審査の視点
1	企画提案 全体設計	本事業の実施目的や内容が十分理解できており、室戸市の観光 PR に繋がる提案となっているか。
		本事業の集客に期待がもてる提案が示されており、イベント及びキャンペーンにおいて集客が期待できる提案となっているか。
		メディア広報など効果的なものであるか。
		市内観光施設等へ周遊する仕組みが工夫されており、効果的なものであるか。
2	実施体制	業務を円滑に遂行できる人員体制となっており、役割が明確に示されているか。
3	安全対策	緊急時（地震・火災発生・悪天候等）に来館者の安全が確保されているか。また、駐車場、誘導等の交通安全対策ができているか。
4	過去業務実績	過去 5 年間に於いて類似業務の実績を有しているか。
5	見積額	見積額に不明瞭な記載がなく、提案内容に対して妥当なものとなっているか。